

徳島県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和八年一月九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

四三九号		路線名	区間
同	先	三好市東祖谷櫻尾六九三番四地	新旧の別
新	旧	五・四・一四・八	敷地の幅員 (メートル)
八・〇・二・三	五一・七	五一・七	延長 (メートル)